

○松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例施行規則

平成23年7月29日

松江市規則第55号

改正 平成24年3月30日規則第33号

平成25年9月19日規則第55号

平成27年3月25日規則第17号

平成27年12月18日規則第77号

平成30年10月1日規則第70号

令和2年12月28日規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例（平成23年松江市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において用いる用語は、条例において用いる用語の例による。

(特別保育の実施日及び保育時間)

第3条 特別保育の実施日及び保育時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めたときは、実施日及び保育時間を変更することができる。

(一時保育及び特定保育の利用制限)

第4条 一時保育及び特定保育を利用できる日数は、1か月につき14日以内とする。

2 特定保育において、就学前児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができない一定程度の時間は、1か月当たり64時間以上とする。

(特別保育の申込み)

第5条 保育所等に入所している児童について延長保育を行うことを希望する保護者は、延長保育申込書(様式第1号)を松江市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に提出しなければならない。

2 保育所等に入所していない就学前児童について一時保育を行うことを希望する保護者は、一時保育申込書(様式第2号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 保育所等に入所していない就学前児童について特定保育を行うことを希望する保護者は、特定保育申込書(様式第3号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 就学前児童について休日保育を行うことを希望する保護者は、休日保育申込書(様式第4号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

(特別保育利用の承諾等)

第6条 福祉事務所長は、前条各項に規定する申込みを受けたときは、その内容を審査し、特別保育を行うことの可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により特別保育を行うことを承諾する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 延長保育 延長保育承諾通知書(様式第5号)

(2) 一時保育 一時保育承諾通知書(様式第6号)

(3) 特定保育 特定保育承諾通知書(様式第7号)

(4) 休日保育 休日保育承諾通知書(様式第8号)

3 福祉事務所長は、第1項の規定により特別保育の実施を行わないことを決定したときは、特別保育不承諾通知書(様式第9号)により保護者に通知するものとする。

(特別保育を行うことの解除)

第7条 福祉事務所長は、特別保育を受けている児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、特別保育を行うことを解除することができる。

- (1) 特別保育を利用できる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 疾病その他の理由により特別保育の利用が不適當であると認めたとき。
- (3) 保護者が条例第6条に規定する保育料等を納付しないとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により特別保育を行うことを解除したときは、特別保育解除通知書(様式第10号)により保護者に通知するものとする。

(指定管理者に係る読替え)

第8条 指定管理者の管理する保育所で特別保育を行う場合において、前3条及び様式第1号から様式第10号まで中「松江市福祉事務所長」又は「福祉事務所長」とあるのは「指定管理者」とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(八東郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

2 松江市立揖屋保育園、松江市立意東保育園及び松江市立出雲郷保育園において、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に延長保育を利用しようとする児童の保護者は、第5条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じた申込書を福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 延長保育の通常利用を希望する児童の保護者 延長保育利用申込書(附則様式第1号)
- (2) 延長保育の緊急利用を希望する児童の保護者 延長保育緊急利用申込

書（附則様式第2号）

附則様式第1号

延長保育利用申込書

年 月 日

松江市福祉事務所長 氏 名 様

保護者 住所
氏名
電話番号



延長保育の利用をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

児童が入所する保育所名	
延長保育を希望する児童氏名	
延長保育を希望する理由	
延長保育を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長保育を希望する曜日	1 月曜日から金曜日まで 2 月曜日から土曜日まで

松江市処理欄 ※以下は記入しないでください。

要否	減免	延長保育料
要・否	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税・所得税非課税世帯のうち父子世帯、母子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	(月 額) 円
備考		

附則様式第2号

延長保育緊急利用申込書

年 月 日

松江市福祉事務所長 氏 名 様

保護者 住所
氏名
電話番号

延長保育の利用を緊急一時的にしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

児童が入所する保育所名	
延長保育を希望する児童氏名	
延長保育を希望する理由	
延長保育を希望する日	

松江市処理欄 ※以下は記入しないでください。

要否	延長保育料
要 ・ 否	(日 額) 200 円
※備考	

附 則（平成24年3月30日松江市規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月19日松江市規則第55号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日松江市規則第17号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日松江市規則第77号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年10月1日松江市規則第70号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日松江市規則第77号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特別保育の種類	実施保育所等	実施日	保育時間
延長保育	松江市立白濁保育所、松江市立城東保育所、松江市立御津保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東保育所、松江市立やか保育園、松江市立恵曇保育所、松江市立マリン保育所、松江市立野波保育所、	月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）	午後6時から午後7時まで

	松江市立揖屋保育園、松江市立意東保育園、松江市立出雲郷保育園、松江市立幼保園のぎ、松江市立しんじ幼保園、松江市立城西幼保園、松江市立やくも幼保園		
一時保育	松江市立マリン保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東保育所、松江市立やつか保育園、松江市立しんじ幼保園(保育所部門のみ)	月曜日から土曜日まで(12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。)	午前8時から午後6時まで (土曜日は午後1時まで)
	松江市立揖屋保育園	月曜日から土曜日まで(12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。)	午前8時30分から午後5時30分まで
特定保育	松江市立マリン保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東保育所、松江市立やつか保育園、松江市立しんじ幼保園(保育所部門のみ)	月曜日から土曜日まで(12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。)	午前8時から午後6時まで (土曜日は午後1時まで)
	松江市立揖屋保育園	月曜日から土曜日まで(12月29日から翌年	午前8時30分から午後5時30分まで

		1月3日まで及び祝日 を除く。)	
休日保 育	松江市立揖屋保育園	日曜日及び祝日（12月 29日から翌年1月3日 までを除く。）	午前8時から午後6時 まで

備考 この表において、保育必要量の認定区分が保育短時間認定である児童
 に対する特別保育については、延長保育の項中「月曜日から金曜日まで」
 とあるのは「月曜日から土曜日まで」と、「午後6時から午後7時まで」と
 あるのは「午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時まで（土曜日
 は午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後6時まで）」と読み替えて
 適用する。

様式第1号（第5条関係）

延長保育申込書

年 月 日

（あて先）松江市福祉事務所長

保護者 住所
氏名
電話番号

延長保育の利用をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

延長保育を希望する児童		生年月日・年齢
フリガナ		年 月 日 生
氏名		(歳)
児童が入所している 保育所（幼保園）名		
延長保育を必要とする理由		
延長保育を希望する 日又は期間		

備考 延長保育料を確定するため、生活保護受給の有無及び世帯の所得状況の確認をしますので、御承知おきください。

様式第2号（第5条関係）

一時保育申込書

年 月 日

（あて先）松江市福祉事務所長

保護者 住所
氏名
電話番号

一時保育の利用をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

一時保育を希望する児童			生年月日・年齢	
フリガナ				年 月 日 生
氏名				(歳)
同居 世帯 員	氏 名	続柄	年齢	職業・勤務先・学校等
			歳	電話番号
			歳	電話番号
			歳	
一時保育を希望する 保育所（幼保園）名				
一時保育を必要とする理由	該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。 1 傷病・入院（対象者： ） 2 災害・事故（対象者： ） 3 心理的・肉体的負担の解消（対象者： ） 4 その他（ ）（対象者： ）			
一時保育を希望する 日又は期間				

備考 一時保育については、1か月につき14日まで利用できます。

様式第3号（第5条関係）

特定保育申込書

年 月 日

（あて先）松江市福祉事務所長

保護者 住所
氏名
電話番号

特定保育の利用をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

特定保育を希望する児童			生年月日・年齢		
フリガナ				年 月 日 生	
氏名				(歳)	
同居世帯員	氏名	続柄	年齢	職業・勤務先・学校等	
			歳	電話番号	
			歳	電話番号	
			歳		
			歳		
特定保育を希望する 保育所（幼保園）名					
特定保育を必要とする理由	該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。 1 就労（対象者： 拘束時間：月 時間程度） 2 就学（対象者： 拘束時間：月 時間程度） 3 職業訓練（対象者： 拘束時間：月 時間程度） 4 NPO活動（対象者： 拘束時間：月 時間程度）				
特定保育を希望する期間、曜日及び時間	期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	曜日	特定の曜日について保育を希望する場合は、希望する曜日を○で囲んでください。 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日			
	時間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで			

備考 特定保育については、1か月につき14日まで利用できます。

様式第4号（第5条関係）

休日保育申込書

年 月 日

（あて先）松江市福祉事務所長

保護者 住所
氏名
電話番号

休日保育の利用をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

休日保育を希望する児童			生年月日・年齢	
フリガナ			年 月 日 生	
氏名			(歳)	
同居世帯員	氏 名	続柄	年齢	職業・勤務先・学校等
			歳	電話番号
			歳	電話番号
			歳	
			歳	
休日保育を希望する保育所（幼保園）名				
休日保育を必要とする理由				
休日保育を希望する日又は期間				

様式第5号（第6条関係）

延長保育承諾通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市福祉事務所長 氏 名 印

申込みのありました延長保育の利用について下記のとおり承諾します。

記

保育所（幼保園）名	
児 童 氏 名	
延長保育を行う日又は期間	

備考

- 1 延長保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 延長保育を行う期間中であっても延長保育を行うことが不相当であると認められる場合は、松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づき延長保育を行うことを解除します。

様式第 6 号（第 6 条関係）

一時保育承諾通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市福祉事務所長 氏 名

申込みのありました一時保育の利用について下記のとおり承諾します。

記

一時保育を行う児童の 氏名及び生年月日	年 月 日生
一時保育を行う保育所 (幼保園) 名	
一時保育を行う日又は 期間	
一 時 保 育 料	4 時間未満 円 4 時間以上 円

備考

- 1 一時保育を利用できる日数は、1 か月につき 14 日以内です。
- 2 一時保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 一時保育を行う期間中であっても一時保育を行うことが不相当であると認められる場合は、松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例施行規則第 7 条第 1 項の規定に基づき一時保育を行うことを解除します。

様式第7号（第6条関係）

特定保育承諾通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市福祉事務所長 氏 名

申込みのありました特定保育の利用について下記のとおり承諾します。

記

特定保育を行う児童の 氏名及び生年月日	年 月 日生
特定保育を行う保育所 (幼保園)名	
特定保育を行う期間、 曜日及び時間	
特 定 保 育 料	4 時間未満 円 4 時間以上 円

備考

- 1 特定保育を利用できる日数は、1 か月につき 14 日以内です。
- 2 特定保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 特定保育を行う期間中であっても特定保育を行うことが不相当であると認められる場合は、松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づき特定保育を行うことを解除します。

様式第8号（第6条関係）

休日保育承諾通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市福祉事務所長 氏 名 印

申込みのありました休日保育の利用について下記のとおり承諾します。

記

休日保育を行う児童の 氏名及び生年月日	年 月 日生
休日保育を行う保育所名	
休日保育を行う日	
休日保育料	円

備考

- 1 休日保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 休日保育を行う期間中であっても休日保育を行うことが不適當であると認められる場合は、松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づき休日保育を行うことを解除します。

様式第9号（第6条関係）

延長保育
一時保育
特定保育
休日保育
不承諾通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市福祉事務所長 氏 名

延長保育
一時保育
特定保育
休日保育
申込みのありました の利用については、下記の理由により承諾
できませんので通知します。

記

申込児童氏名

理由

教示

- 1 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表するものは松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

様式第 10 号（第 7 条関係）

延長保育
一時保育
特定保育
休日保育
解除通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市福祉事務所長 氏 名 印

下記の児童について
延長保育
一時保育
特定保育
休日保育
を行うことを解除することとしましたので
通知します。

記

児童氏名

解除年月日

理由

教示

- 1 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表するものは松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

附則様式第1号

附則様式第2号

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第6条関係）

様式第10号（第7条関係）